



2025年9月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn



内容

<u>1</u>	2025年9月29日付け、財務省発行の給与・賃金所得に係る個人所得税確定申告に関するオフィシャルレター第4094/CT-CS号	PIT
<u>2</u>	2025年8月29日付け、ハノイ税務局発行の2023年11月29日付け、グローバルな税源浸食防止の規定に基づく追加法人税の適用の国会決議第107/2023/QH15号の一部条項を詳細に規定に関する政令第236/2025/NĐ-CP号	CIT
<u>3</u>	2025年9月5日付け、税務局発行の法人税優遇措置の適用に関するオフィシャルレター第3601/CT-CS号	CIT
<u>4</u>	2025年9月4日付け、税務局発行の運転・試運転段階における仕入付加価値税に関するオフィシャルレター第3577/CT-CS号	VAT
<u>5</u>	2025年9月8日付け、税務当局発行の輸出用財貨及びサービスに係る付加価値税に関するオフィシャルレター第1585/TCS3-QLDN1号	VAT
<u>6</u>	2025年9月5日付け、税務局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター第3611/CT-CS号	VAT

内容

<u>7</u>	2025年9月9日付け、税務局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター第3654/CT-CS号	VAT
<u>8</u>	2025年9月17日付け、税関総局発行の食品に係る付加価値税に関するオフィシャルレター・第24885/CHQ-NVTHQ号	VAT
<u>9</u>	2025年9月22日付け、税務局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター第3967/CT-CS号	VAT
<u>10</u>	2025年09月19日付け、カマウ省税務局発行の付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第782/CMA-QLDN2号	VAT
<u>11</u>	2025年9月22日付け、財務省発行の輸出後に海外から返品された貨物に係る付加価値税に関するオフィシャルレター第25426/CHQ-NVTHQ号	VAT
<u>12</u>	2025年8月21日付け、ヴィンロン省税務局発行の契約または契約付属書に基づく支払遅延に対する規定に関するオフィシャルレター第434/VLO-QLDN2号	OTH

内容

<u>13</u>	2025年8月25日付け、財務省発行の非農業用地使用税に関するオフィシャルレター第3391/CT-CS号	OTH
<u>14</u>	2025年9月3日付け、カントー省税務局発行の商業割引に係るインボイスに関するオフィシャルレター・第1802/CTH-QLDN3号	INV
<u>15</u>	2025年9月19日付け、財務省発行の税務当局によりインボイスが強制的に停止された場合に、都度インボイスを使用するに関するオフィシャルレター第3924/CT-NVT号	INV
<u>16</u>	2025年9月19日付け、税務局発行の電子インボイスに関するオフィシャルレター第3955/CT-CS号	INV

新情報 2025年9月

1 給与・賃金所得に係る個人所得税確定申告

2025年9月29日付け、財務省発行の給与・賃金所得に係る個人所得税確定申告に関するオフィシャルレター第4094/CT-CS号

以下の法的根拠に基づいている：

- 政府の2020年10月19日付け政令第126/2020/NĐ-CP号第8条6項d号（税務管理法の一部条項の詳細規定）；
- 財務省の2013年8月15日付け通達第111/2013/TT-BTC号第1条1項（同条項は2014年8月25日付け通達第119/2014/TT-BTC号第2条により改正・補足済み）および同通達第8条2項a号の指導；

上記規定に基づき、個人所得税の確定申告に関する問題については、課税年度中に納税者が2か所以上から給与・賃金所得を得ており、その中にベトナム税法上「臨時的所得」とされる所得で、個人所得税が10%の割合で源泉徴収されていないものが含まれる場合には、前記政令第126/2020/NĐ-CP号第8条6項d号d.2に定める規定に従い、所得の支払者（組織または個人）に対して確定申告を委任する条件を満たさないこととなる。

したがって、納税者は税務当局に対して直接、個人所得税の確定申告を行い（追加納付すべき税額がある場合、または過納税額について還付を請求するか、次期の申告納付に充当する場合）、課税年度中に得たすべての給与・賃金所得を漏れなく申告する必要がある。

2 グローバルな税源浸食防止のための追加法人税適用に関する詳細規定

2025年8月29日付け、ハノイ税務局発行の2023年11月29日付け、グローバルな税源浸食防止の規定に基づく追加法人税の適用の国会決議第107/2023/QH15号の一部条項を詳細に規定に関する政令第236/2025/NĐ-CP号

- ・ グローバルな税源浸食防止のための追加法人税の適用に関する規定について：

2025年8月29日、政府は、国会決議第107/2023/QH15号の一部条項を詳細に規定し、グローバルな税源浸食防止の規定に基づく追加法人税の適用に関する政令第236/2025/NĐ-CP号を公布した。本政令は、2025年10月15日より施行され、2024年度会計年度より適用される。

本政令は、売上高が750,000,000ユーロ以上の多国籍企業グループの構成単位である納税者、税務機関、税務職員ならびに最低税率に関する規定の実施に関連する機関、組織及び個人に適用される。

2 グローバルな税源浸食防止のための追加法人税適用に関する詳細規定

2025年8月29日付け、ハノイ税務局発行の2023年11月29日付け、グローバルな税源浸食防止の規定に基づく追加法人税の適用の国会決議第107/2023/QH15号の一部条項を詳細に規定に関する政令第236/2025/NĐ-CP号

- 納税者および適用売上高について：

納税者とは、課税義務が確定される会計年度の直前4年間のうち少なくとも2年間において、連結売上高が750,000,000ユーロ以上である多国籍企業グループに属する単位を指する。売上高は最終親企業の連結財務諸表に基づき算定される。

- 追加法人税に関する規定について：

ベトナムにおいて事業を行う多国籍企業グループの構成単位は、基準を満たす国内最低追加法人税（QDMMT）の規定を適用しなければならない。グループは、ベトナムに所在する構成単位間における追加税額の配分を自主的に決定することができる。

2 グローバルな税源浸食防止のための追加法人税適用に関する詳細規定

2025年8月29日付け、ハノイ税務局発行の2023年11月29日付け、グローバルな税源浸食防止の規定に基づく追加法人税の適用の国会決議第107/2023/QH15号の一部条項を詳細に規定に関する政令第236/2025/NĐ-CP号

- 追加課税対象となる税率および利益の算定について：

ベトナムにおける実効税率は各会計年度ごとに算定され、法人税および類似の税に基づき決定される。追加課税対象となる利益は、純利益および有形資産や給与に係る控除額に基づき計算される。

- 初期段階における免除規定について：

国際投資活動の初期段階においては、グループが一定の構成単位の所在国数や有形資産価値に関する条件を満たす場合、ベトナムにおけるQDMMTTに基づく追加税額は0とすることが認められる。

- 申告および納付について：

申告責任を有する構成単位は、規定に従い申告書を提出し、税務義務を履行する必要がある。申告書には情報申告書および追加法人税申告書が含まれる。申告書の提出期限および納税期限は、本政令において具体的に定められている。

3 法人税優遇措置

2025年9月5日付け、税務局発行の法人税優遇措置の適用に関するオフィシャルレター第3601/CT-CS号

以下の法的根拠に基づくものである：

- 法律第32/2013/QH13号第1条12項（2008年法人税法第18条の改正補足）；
- 政令第218/2013/NĐ-CP号第16条3項；
- 政令第12/2015/NĐ-CP号第1条14項（政令第218/2013/NĐ-CP号の一部改正補足）；
- 政令第12/2015/NĐ-CP号第1条20項（政令第218/2013/NĐ-CP号第20条2項の改正補足）；
- 投資法第67/2014/QH13号第17条1項；
- 政令第118/2015/NĐ-CP号第17条4項b号。

3 法人税優遇措置

2025年9月5日付け、税務局発行の法人税優遇措置の適用に関するオフィシャルレター第3601/CT-CS号

上記の規定に基づき、原則として、企業が法人税優遇措置の適用期間中において、投資優遇地域または法人税法規に規定された優遇分野に該当する所得を得ると同時に、2015年2月12日付けの政令第12/2015/ND-CP号に定める農林水産分野における栽培、畜産、加工活動に該当する場合には、企業は法律第32/2013/QH13号第1条12項および2017年3月8日付けの財務省が全国税務局宛に発行したオフィシャルレター第3091/BTC-TCT号の指導に基づき、最も有利な優遇措置を選択して適用することができる。ただし、分野別または地域別の法人税優遇措置の適用期間がすでに終了した場合には、企業は、政令第12/2015/ND-CP号に定める農林水産分野における栽培、畜産、加工活動から生じる所得に対して、新たに法人税優遇措置へ切り替えて適用することはできない。

3 法人税優遇措置

2025年9月5日付け、税務局発行の法人税優遇措置の適用に関するオフィシャルレター第3601/CT-CS号

企業が、分野別または地域別の法人税優遇措置の適用期間中であるか、あるいはまだ法人税優遇措置を享受していない場合であって、かつ2015年2月12日付けの政令第12/2015/ND-CP号に規定される農林水産分野における栽培、畜産、加工活動から得られる所得に該当する条件を満たすときは、当該企業は、分野別または地域別の優遇措置、あるいは農業・水産業における栽培、畜産、加工活動に係る所得に対する優遇措置のいずれか、最も有利な法人税優遇措置を選択して適用することができる。

新情報 2025年9月

4 運転・試運転段階における仕入付加価値税

2025年9月4日付け、税務局発行の運転・試運転段階における仕入付加価値税に関するオフィシャルレター第3577/CT-CS号

新規投資プロジェクトを有する事業者が、投資段階において運転・試運転を行う場合、当該運転・試運転の期間が、専門法に基づき規定された技術基準上の要件や工程の一部であり、かつ当事者間の合意文書において具体的な権利義務に従って実施される場合には、当該運転・試運転は投資プロジェクト実施段階に属する業務とみなされる。

5 輸出用財貨及びサービスに係る付加価値税

2025年9月8日付け、税務当局発行の輸出用財貨及びサービスに係る付加価値税に関するオフィシャルレター第1585/TCS3-QLDN1号

以下の法的根拠に基づく：

- 法律第90/2025/QH15号；
- 政令第181/2025/NĐ-CP号；
- 通達第69/2025/TT-BTC号。

上記の法規定に基づき、以下のとおり指導される：

- ベトナム国内から保税区内の組織に販売され、かつ当該保税区内において輸出生産活動に直接供するために消費される財貨に関しては、政令第181/2025/NĐ-CP号第18条1項に規定する条件を満たす場合、税率0%が適用される。

5 輸出用財貨及びサービスに係る付加価値税

2025年9月8日付け、税務当局発行の輸出用財貨及びサービスに係る付加価値税に関するオフィシャルレター第1585/TCS3-QLDN1号

- 保税区内の組織に直接提供され、かつ当該保税区内において輸出生産活動に直接供されるために消費されるサービスに関しては、政令第181/2025/NĐ-CP号第18条2項に規定する条件を満たす場合、税率0%が適用される。
- 税率0%が適用されない場合は、政令第181/2025/NĐ-CP号第18条4項に規定されている。
- 企業は、関係法令において定められた税関規定に従い、輸出財貨・サービスに係る税関申告を行う必要がある。

6 輸出入・通過貨物および出入国・通過車両に係る税分野における電子取引手続

2025年9月5日付け、税務局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター第3611/CT-CS号

以下のとおり指導される：

企業が輸出用財貨の生産経営に供するための投資プロジェクト（当該投資プロジェクトは段階または項目に区分される）を実施し（輸出売上高が総売上高の90%超を占める場合）、投資に係る仕入れに含まれる付加価値税が投資段階で発生する場合には、付加価値税法の規定に従い、還付対象となる。投資段階が終了した後に企業が輸出売上を発生させた場合、輸出用財貨の生産経営に使用される仕入財貨・サービス（固定資産を含む）に係る付加価値税については、輸出活動に係る還付対象となる。

2025年7月1日以降、投資プロジェクトに係る付加価値税の還付は、付加価値税法第48/2024/QH15号第15条2項及び2025年7月1日付けの、政府の政令第181/2025/NĐ-CP号第30条の規定に従って実施される。

7 輸出活動を行う事業者に対する月次／四半期単位の付加価値税（VAT）の還付

2025年9月9日付け、税務局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター第3654/CT-CS号

事業者が、月次申告の場合は当月において、四半期申告の場合は当該四半期において、輸出商品または輸出サービスがあり、未控除の仕入付加価値税額が300,000,000VND以上である場合には、当該月または四半期に係る付加価値税の還付を受けることができる。これに基づき、還付を申請する月または四半期については、当該月または四半期に効力を有する付加価値税還付制度が適用され、還付の手続きは税務管理法規の規定に従って実施される。

8 食品に係る付加価値税

2025年9月17日付け、税関総局発行の食品に係る付加価値税に関するオフィシャルレター・第24885/CHQ-NVTHQ号

食品が、（木材及びタケノコを除く）栽培作物、植林、畜産、水産養殖または漁獲によるもので、他の製品に加工されていないか、または単なる通常の一次加工のみを経たものについては、輸入段階において付加価値税の非課税対象とされる。商業取引段階においては、当該品目は付加価値税5%の税率が適用される。一方、食品が既に加工されたものである場合には、輸入段階において付加価値税10%の税率が適用される。

9 投資プロジェクトに係る付加価値税（VAT）

2025年9月22日付け、税務局発行の付加価値税政策に関するオフィシャルレター第3967/CT-CS号

- 企業が付加価値税還付の対象とならない投資プロジェクトを有する場合、当該投資プロジェクトに係る仕入付加価値税は、01/GTGT申告書において生産経営活動に係る付加価値税と併せて申告するものとする。企業が既に還付対象外の投資プロジェクトに係る付加価値税を02/GTGT申告書において申告している場合には、税務管理に関する法令の規定に従い、誤りのある各申告書ごとに修正申告書を提出することができる。
- 投資プロジェクトが還付対象であり、すでに完了し稼働を開始した場合、当該投資プロジェクトに係る還付されない仕入付加価値税は、投資プロジェクトが完了し稼働を開始した時点から直後の課税期間において、01/GTGT申告書に繰り越して申告するものとする。

10 委任された個人口座による支払時の仕入付加価値税控除及び損金算入の規定

2025年09月19日付け、カマウ省税務局発行の付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第782/CMA-QLDN2号

企業は自社の従業員である個人に対し、法令に基づき信用機関に開設された当該個人の銀行口座を用いて、課税対象となる財・サービスの生産・経営活動に供するための商品・サービス購入代金の支払を委任し、かつ当該支払が企業の財務規程または社内規程に規定されている場合、もしくは企業が個人に対して売り手への支払を委任する旨の決定に基づく場合において、その後、企業が個人に対し非現金決済によって精算を行ったときは、付加価値税法第48/2024/QH15号第14条、政令第181/2025/NĐ-CP号第26条（2025年07月01日から施行される）、および通達第96/2015/TT-BTC号第4条の規定に従い、仕入付加価値税の控除を認め、また法人税課税所得の算定において損金算入を認める。

11 輸出後に海外から返品された貨物に係る付加価値税

2025年9月22日付け、財務省発行の輸出後に海外から返品された貨物に係る付加価値税に関するオフィシャルレター第25426/CHQ-NVTHQ号

以下の法的根拠に基づく：

- 付加価値税法第48/2024/QH15号第3条；
- 付加価値税法第48/2024/QH15号第5条；政令第181/2025/NĐ-CP号第4条。

上記の法規定に基づき、以下のとおり指導される：

2025年7月1日以降、輸出された貨物が海外から返品され、輸入される場合には、付加価値税法第48/2024/QH15号第3条の規定に従って、付加価値税の課税対象となる。

12 契約または契約付属書に基づく支払遅延に対する規定

2025年8月21日付け、ヴィンロン省税務局発行の契約または契約付属書に基づく支払遅延に対する規定に関するオフィシャルレター第434/VLO-QLDN2号

上記の規定に基づき、以下のとおり指導される：

分割払いや後払いで購入した財貨・サービスの価額が5,000,000VND以上であり、契約または契約付属書に定められた支払期日において、事業者が非現金決済の証憑を有しない場合、当該事業者は、契約または契約付属書に基づき支払義務が発生する課税期間において、非現金決済の証憑が存在しない財貨・サービスの価額部分に対応する控除可能な仕入付加価値税額を申告し、減額調整する必要がある。後払いで購入したサービスについて、契約または契約付属書に定められた支払期日において企業が非現金決済の証憑を有さず、既に控除済の仕入付加価値税を申告・減額調整した後、当該契約または契約付属書に規定された後払い期限の経過後に非現金決済の証憑を取得した場合であっても、このケースでは仕入付加価値税を再度控除することは認められない。

13 非農業用地使用税

2025年8月25日付け、財務省発行の非農業用地使用税に関するオフィシャルレター第3391/CT-CS号

以下の法的根拠に基づく：

- 政令第102/2024/NĐ-CP号第5条6項g号；
- 政令第53/2011/NĐ-CP号第2条3項および第3条1項d号；
- 政令第126/2020/NĐ-CP号第10条3項。

上記の法規定に基づき、以下のとおり指導される：

非農業用地を使用して送電線、電力変電所等の公共目的に供する施設を建設する場合、当該土地は非農業用地使用税の課税対象外となる。一方、非農業用地を使用して公共性のある施設を建設し、事業目的に供する場合は、非農業用地使用税の課税対象となる。

非農業用地使用税の課税対象となる場合、非農業用地使用税の課税起算時点は納税者が実際に土地を使用し始めた時点となる。非農業用地使用税法施行前に土地を使用している場合には、非農業用地使用税法第48/2010/QH12号、2010年5月17日制定の施行日（2012年1月1日）から課税が適用される。

新情報 2025年9月

14 商業割引に係るインボイス

2025年9月3日付け、カントー省税務局発行の商業割引に係るインボイスに関するオフィシャルレター・第1802/CTH-QLDN3号

数量または売上高に基づく商業割引インボイスについては、別途インボイスを作成するものとされる。これは、既に発行されたインボイスを調整するためのものであり、差額金額を反映する目的で使用され、既に発生した売上高を計上するものではない。したがって、税務総局の電子インボイスシステム (<https://hoadondientu.gdt.gov.vn/>) においては、「税抜合計金額」欄には商業割引額が表示され、「商業割引合計金額」欄には0と表示される。

新情報 2025年9月

15 インボイスが強制執行の対象となった場合の都度発行インボイスの使用

2025年9月19日付け、財務省発行の税務当局によりインボイスが強制的に停止された場合に、都度インボイスを使用するに関するオフィシャルレター第3924/CT-NVT号

以下の法的根拠に基づく：

- 税務管理法第38/2019/QH14号第125条；
- 法律第56/2024/QH15号第6条12項；
- 政令第126/2020/NĐ-CP号第34条4項d号；
- 政令第123/2020/NĐ-CP号第3条9項。

上記の法規定に基づき、以下のとおり指導される：

税務当局がインボイス使用停止の強制措置を適用した場合であっても、企業が労働者の給与支払や生産経営を継続するための費用支払を可能とするため、インボイス使用の申請文書を提出した場合は、税務当局は納税者に対し、発生ごとにインボイスの使用を認める。ただし、納税者は、使用を認められたインボイスに記載された売上高の少なくとも18%を直ちに国家予算へ納付することを条件とする。

16 電子インボイスにおける氏名・住所・税コード／個人識別番号の記載方法に関する詳細ガイダンス

2025年9月19日付け、税務局発行の電子インボイスに関するオフィシャルレター第3955/CT-CS号

購入者が税コードを有する事業所である場合、インボイスに記載される購入者の名称、住所、税コードは、企業登録証明書、支店活動登録証明書、個人事業登録証明書、税登録証明書、税コード通知書、投資登録証明書、協同組合登録証明書に記載されているとおりに正確に記載しなければならない。購入者が予算関連単位である場合、インボイスに記載される名称、住所、及び予算関連単位コードは、付与された予算関連単位コードに従って記載しなければならない。

購入者が税コードを有しない場合、インボイスに購入者の税コードを記載する必要はない。第10条14項(c)点において規定されている場合には、購入者の名称、住所、税コードを必ずしも記載する必要はない。2025年6月1日以降、購入者が税コードまたは個人識別番号を提供した場合、インボイスに当該税コードまたは個人識別番号を記載しなければならない。

レジ端末から発行される電子インボイスに関しては、購入者が要求した場合、インボイスに購入者の名称、住所、税コード／個人識別番号／電話番号を記載するものとする。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affair
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2025年9月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Tan Dinh Ward,
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 28 3820 5731/ 2 | Fax: +84 28 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Ha Ward,
Ha Noi City, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

